



EUデミニミス撤廃 2026年7月1日より施行— 知っておくべきこと

欧州連合（EU）向け出荷のための 基本ガイド



デミニミス（De Minimis）とは何か？

EUでは、「デミニミス」とは低額商品に対する関税免除を指します。これまで、150ユーロ以下の商品は関税なしでEUに輸入することができました。

何が変わりますか？

2026年7月1日より、EUは低額商品の関税免除を廃止します。

	2026年7月1日以前	2026年7月1日以降
関税	商品価値：€150以下：関税なし、 €150超：通常の関税	商品価値：€150以下：申告1行 ごとに€3の関税、€150超：通常の関税
付加価値税	全商品に付加価値税がかかります	変更なし—すべての商品に付加価値税が適用されます
EU取扱手数料	一部のEU加盟国では既に手数料が導入 されています（例：フランス（€2）、 イタリア（€2）、ルーマニア（25RON））。	EU全体の取扱手数料の導入を予定（2026年11月から、詳細未定）。 一部の加盟国で導入済みの手数料は継続される可能性があります。
通関に必要な製品データ	通常の出荷情報	追加で製品単位のデータが必要になります： ・販売者製品識別コード ・製造業者製品識別コード（非標準） ・標準化された製造業者製品識別コード（存在する場合）



英国政府は、遅くとも2029年3月までに低額関税免除が撤廃することを確認しています。

例：スカートをオンライン販売し、中国からフランスへ発送する場合

シナリオ	2026年7月1日より前	2026年7月1日以降
申告価格	€100	€100
付加価値税 (20%)	€20	€20
関税	-	申告1行ごとに€3の関税
取扱手数料	フランス：€2	フランス：€2 + EU：€?*
合計	€122	€125 +

*EU取扱手数料は承認待ちで、2026年末に導入予定です。詳細が分かり次第、随時お知らせします。



例外はありますか？

いくつか例外があります：

- B2BでVAT登録済みの受取人には通常の関税率が適用されます
- IOSS制度を利用しない自由貿易協定の対象貨物には関税免除を適用できる場合があります。（ただし、IOSS（輸入ワンストップショップ）制度を利用して販売される自由貿易協定の対象貨物には、申告1行ごとに€3の関税が課されます。）

EUへの輸入に対する付加価値税（VAT）の規則に変更はありません（2021年にVATのデミニミス免除は撤廃され、すべてのEU輸入品にVATが課せられています）。

追加データ要件 - 製品識別コード

販売者製品識別コード

販売者が製品を識別するための固有コード。通常はSKUや商品コード。

標準化されていない製造業者製品識別コード

メーカーやサプライヤーが販売者に提供する固有の製品コード。通関申告時に必要。

標準化された製造業者製品識別コード（存在する場合）

メーカー製品が国際規格に適合した場合、業界標準団体がバーコードを割り当てます。同一製品を販売する全小売業者で共通。

今後も状況が変わる可能性があり、EU当局からの実施計画、ガイダンス、および追加のアナウンスが見込まれます。[fedex.com](https://www.fedex.com)で最新情報をご確認ください。

